

平成25年 9月 定例会(第3回) 会議録(抜粋)

○4番(渡辺厚子さん) 皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。通告順に従いまして、大綱2点について質問させていただきます。

まず、大綱1点目は、学校教育の充実について。

本市では、学校教育「木更津プラン」を策定し、確かな学力を備え、心身ともに健康で生きる力を身につけた児童・生徒の育成という重点目標を掲げています。そして、家庭・地域社会から信頼され、魅力ある学校づくりに取り組んでいます。こうした中、来年度には、本市32校目の学校、真舟小学校が開設され、新しい体制を迎えることになっており、また、近いいじめに関する新たな法律が施行される時期でもあります。そこで、本日は、木更津の学校教育のさらなる充実を願い、中項目3点について質問したいと思います。

初めに、中項目1点目、各種アンケート調査について伺います。

先に述べました重点目標の達成に向けては、各学校や教育委員会として、さまざまな施策に取り組んでおられますが、本市全体で実施している定期的なアンケート調査であります、学校評価「木更津システム」といじめ実態調査、そして生活意識調査について、これまでの調査結果を踏まえた成果と今後の課題があればお示しください。

次に、中項目2点目は、いじめ防止対策推進法の成立を受けて。

国が、いじめ対策を本格化させてから初となる、いじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が、本年6月21日に成立し、この9月28日に施行することになりました。この法律の成立を受けて、本市では、今後どのように対応していくのかお伺いします。

初めに、地方いじめ防止基本方針の策定についてお聞きします。

いじめ防止対策推進法では、地方に対して、今後、施行に合わせて文科省が定める、いじめ防止基本方針を参酌し、地方いじめ防止基本方針の策定を求めています。これは努力義務であるため、自治体によって対応が違ってくると考えられています。本市は、この法律の成立を受けて、基本方針の策定についてはどうお考えか、お聞かせください。

小項目2点目は、いじめ問題連絡協議会の設置についてお伺いします。

同法では、さらに、関係機関との連携を強化するために、学校や児童相談所、警察などの担当者で構成する、連絡協議会を置くことができるとされています。本市では、これまでいじめ対策については、心の教育推進協議会を中心に、関係機関が連携をとりながら、取り組んできた歴史があると思いますが、このいじめ問題連絡協議会の設置については、いかがお考えでしょうか。

次に、中項目3点目、健康教育について伺います。

学校教育「木更津プラン」では、小中学校の健康教育は、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進など、食育に重点を置いて取り組んでいます。これは第2次健康きさらづ21とも連動

しておりますし、食育の重要性は私も感じております。その上で、私は、学校におけるがん教育の必要性も増してきているのではないかと感じています。我が国における死亡原因は、1981年にがんが脳卒中を抜いて以来、ずっと増え続けています。2011年には、がんで亡くなられた方は35万7,305人、死亡総数の28.5%に当たります。これは、死因の2位である心臓病の15.6%を、大きく引き離しての1位であります。欧米に比べて、検診率の低さも指摘されていますが、それは、そもそもがんに対する正しい知識、つまり、がん教育の不足が問題ではないかとも言われています。

こうした中、国のがん対策基本計画では、がん教育について、子どもたちが健康と命の大切さを学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目標にしていることから、文科省は、7月に、がんの教育に関する検討委員会を設置しました。同委員会の初会合では、がん教育は生死について考えるチャンスである。また、病気の人と一緒に社会で生きていくことへの理解につながるなどの意見が上がったと聞いております。このような背景も踏まえまして、私は、本市における健康教育にがん教育も取り入れるべきではないかと考えますが、教育部の所見をお聞かせください。

次に、大綱2点目、羽田再拡張後の航空機騒音についてお伺いします。

平成22年10月の羽田空港再拡張事業によって、D滑走路の供用が開始されてから、来月で3年がたとうとしています。D滑走路の供用に伴って、国際定期便の就航と空港処理容量の拡大で、羽田空港の発着枠は、拡張前は年30.3万回であったものが、段階的に増え続け、今年度末には44.7万回に達する計画となっています。本市は、君津市とともに、着陸便の北風運行の影響を受け、A滑走路とC滑走路に向かう航空機の騒音被害に見舞われております。こうした騒音の実態を調査するために、市内では、4ヶ所の測定局で騒音値が計測されており、広報きさらづの発表を見る限りでは、評価指数、いわゆるうるささ指数においては、環境基準を下回っていることが報告されています。しかしながら、基準値以下とは言っても、基準値すれすれの高どまり状態が続いており、私はこれまでに、畑沢、港南台、真舟、大久保などの地域で、騒音で悩んでいる方々の声を何度も聞いてまいりました。羽田空港に離着陸する航空機の飛行ルートについては、横田空域の制約があるため、首都圏空域の騒音共有が困難なことは承知しております。しかし、日常の平穏な生活環境を脅かす騒音被害について、さまざまな方法で軽減されるべきであり、被害を受けている自治体としては、その改善策を国に強く訴えていかなければならないはずで、今回は、少しでも環境を改善したいとの思いで、本市の現状と今後の展望を確認させていただきます。

初めに、再拡張後の変化についてお聞きします。この3年の間に状況がどのように変化したのか。

1点目は、着陸回数はどれくらい増えたのか。

2点目は、騒音発生回数についてはどうなのか。

3点目、昨年12月に運用開始した海ほたる航空灯火によって、どのように改善されたのか。

そして、4点目として、航空機騒音に係る環境基準が、本年4月より、それまで採用されていた評価指標WECPNL、いわゆるうるささ指数から、Ldenに改正されましたが、その背景と変わった内容について。

以上、4点についてお答えください。

次に、中項目2点目、騒音軽減に向けた取り組みについてお尋ねします。

再拡張に当たっては、平成17年9月と平成22年3月に、羽田再拡張事業に関する県・関係市町村連絡協議会と国土交通省との間で、再拡張後の飛行ルート等に関する確認書が締結されていますが、平成22年10月の再拡張以降、この3年間の、騒音軽減のための取り組みと今後についてお聞きします。

まず、1点目は、国に対しては市独自、また連絡協議会を通してどう働きかけてきたのか。

そして、2点目、今後の展望として、騒音軽減が期待される要素にはどのようなことがあるのか。また、市としてはどう取り組んでいくのかお伺いしまして、私の最初の質問を終わります。

○教育長（初谷幹夫君） 私からは、大綱1、学校教育の充実についての中項目3点について、お答えをいたします。

初めに、中項目1、各種アンケート調査についてお答えをいたします。

まず、学校評価木更津システムについてのご質問ですが、教育委員会では、学校評価「木更津システム」による学校評価を、市内全小中学校で実施しております。教育委員会は、年度ごとの児童・生徒の変容を、学校評価の根幹に据えておりますことから、市内の統一の20項目について、児童・生徒の自己評価を5月と1月に実施をし、その変容を把握しております。それぞれの学校の自己評価、学校関係者評価等の結果から、学校経営について客観的な見直しをして、次年度の教育活動に活かしております。さらに各学校の集計結果を教育委員会にも報告していただきまして、教育施策の評価としても活用し、次年度の計画に反映させております。また、各学校には、可能な範囲での公表を義務づけておりまして、開かれた学校づくりの一方策としても活用しております。それぞれホームページや学校だより等々で、保護者、地域への公表を行っているところでございます。学校評価「木更津システム」は、本格実施から6年目を迎えております。学校教育の充実、教育委員会の施策の評価を支える重要な施策でございますので、各学校、教育委員会におきまして、さらに有効に活用し、児童・生徒の実態に即して、より教育効果が高められるよう、見直しを重ね、改善を図って

まいりたいと、そのように考えております。

次に、いじめ実態調査についてでございますが、教育委員会では、平成 20 年度の学校教育「木更津プラン」の策定にあわせて、年 3 回のいじめ実態調査を実施し、現在に至っております。いじめが社会問題となっている現在、各学校では、児童・生徒の学習、生活、対人関係等、日常的に児童・生徒の様子について、できる限り細部に至るまで把握し、さまざまな面でいじめの未然防止、早期発見に努めているところでございます。この調査を定期的実施することで、児童・生徒のいじめの状況を把握するとともに、問題が大きくなる前に、相談支援に当たり早期解消に向けて取り組むことができしております。また、定期的な調査の実施ということは、いじめの抑止力としての効果もあると考えております。現在、市内でいじめに関する重篤な事案は発生しておりませんが、問題として、家庭環境や児童・生徒の人間関係が複雑化する中、いじめ実態調査だけに頼ることなく、日常の観察等を強化したり、学校だけではなくて家庭、地域や相談機関等、関係機関との連携をさらに強化していく必要があると考えております。

続いて、生活意識調査についてでございます。教育委員会では、心の教育推進協議会を設置し、平成 14 年から 3 年に 1 回、3 年ごとに児童・生徒の生活意識調査を実施し、分析研究をしております。調査結果によりますと、特徴的なことといたしましては、木更津市の小中学生の規範意識は多くの項目でポイントを伸ばしてきておりまして、おおむね高い状態で安定をしております。また、心の教育推進協議会では、子どもたちに育てたい 3 つの心、つまり、やさしい心、ルールを守る心、一生懸命取り組む心を育て、自己肯定感を高めることを推奨しておりまして、この調査、分析研究の結果から、学級担任との会話数の多い子どもほどこの心が育成される、それだけではなくて学級担任との会話数、読書量、それからボランティア目撃体験、直接のボランティア体験、これらが多い子どもほどこの 3 つの心が育成される、そういう結果が明らかになっていることから、これらを推奨するためのリーフレットやポスターを作成して、各学校や関係機関等に配布し、啓発をしているところでございます。

続いて、中項目 2、いじめ防止対策推進法の成立を受けてについてお答えをいたします。

まず、地方いじめ防止基本方針の策定についてでございますが、平成 25 年 6 月 28 日に公布された、いじめ防止対策推進法では、地方公共団体は、地域の実情に応じ、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるよう努めるとされております。議員ご指摘のように、これは努力義務ではありますが、木更津市教育委員会といたしましては、現在、教育委員会と各学校で行っている取り組みを整理し、わかりやすい基本方針として、今年度内に策定できるよう準備を進めているところでございます。

次に、いじめ問題連絡協議会の設置についてでございますが、本市におきましては、平成

14年度から学校関係者として校長、生徒指導担当、養護教諭、学校外のその他に社会教育、福祉等々の関係者を構成員として、先ほど申し上げました心の教育推進協議会を設置して、今日に至っております。実は、この心の教育推進協議会の前身は、当時のいじめ問題を受けて、いじめ問題対策に特化したいじめ問題対策協議会という形だったわけですが、平成14年度からは、いじめ問題をももちろん含みますけれども、児童・生徒の心の教育全体を充実させると、そういう趣旨で心の教育推進協議会ということで、今日に至っております。現在は、いじめ問題を初めとする児童・生徒の心の教育全般について、関係者で情報交換をするとともに、それぞれの立場でのかかわりについて意見を交わし、生活意識調査結果を受けてのリーフレットあるいはポスターの作成、いじめ根絶ポスターコンクール等を実施し、いじめをしない児童・生徒の育成に努めているところでございます。そのようなことから、心の教育推進協議会が既にいじめ問題連絡協議会と同様の役割を果たしていると、そのように認識をしております。したがって、今後も、いじめ問題根絶への取り組みを中心に据えながら、心の教育推進協議会が、その目的を十分果たすことができますよう、運営については検討を加えてまいりたいと考えております。

最後に、中項目3、健康教育についてお答えをいたします。

がん教育の必要性についてのお尋ねでございますが、中学校保健体育の分野に、健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにするという指導内容があり、喫煙、飲酒からくる生活習慣病の一つとして、がんが取り上げられております。がん罹患者が増加している現在、がん教育の必要性は理解できますけれども、現時点では、学習指導要領の改訂等、国の動きを注視し、今後の検討課題としてまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

○環境部長（久良知篤史君） 私からは、大綱2、羽田再拡張後の航空機騒音について、中項目1、再拡張後の変化についてご答弁申し上げます。

まず、着陸回数は再拡張前と比べてどの程度増えたのかのご質問でございます。国土交通省の資料によりますと、再拡張前の平成21年11月から平成22年10月までの1年間の着陸回数は16万7,295回、再拡張後の平成22年11月から平成23年10月までの1年間で18万6,763回となっており、拡張前と比較して約11.7%の増加となっております。

次に、騒音発生回数でございますが、航空機騒音測定局につきましては、市内に4ヶ所ございまして、市の局が1ヶ所、県の局が2ヶ所、国の局が1ヶ所がございまして、各測定局の騒音発生回数は、まず市の局である畑沢局では、平成21年度が9万9,045回、平成22年度が8万4,700回、平成23年度が8万2,272回でございます。次に、県の局につきましては、まず貝淵局でございますが、平成21年度が8万1,756回、平成22年度が7万1,383回、平成23年度が7万1,561回でございます。続いて、大久保局でございますが、平成21年度が

9万7,186回、平成22年度が9万2,100回、平成23年度が9万8,805回でございます。国の局である潮浜局につきましては、平成21年度が7万6,984回、平成22年度が6万3,676回、平成23年度が6万8,011回でございます。

次に、3点目、海ほたる航空灯火で改善されたことでございますが、北風晴天時における日没後の海上ルートが運用されることにより、本市の上空を通過する航空機の数が増減されました。騒音回数で比較いたしますと、航空灯火設置以前の平成24年1月から6月までは5万1,902回、灯火設置後の平成25年1月から6月までは3万8,020回となり、1万3,882回、約27%の減少となっております。

最後に、航空機騒音による環境基準が、WECPNL、いわゆるうるささ指数から、Lden、時間帯補正等価騒音レベルに改正されましたが、具体的にどう変わったのかとのお質問でございます。議員のおっしゃるとおり、平成25年4月より、航空機騒音に係る環境基準が、WECPNLからLdenへ改正となりました。改正の経緯でございますが、成田空港のB滑走路が供用開始された際、測定結果の逆転現象、すなわち各滑走路単独の測定結果より、両方の滑走路の影響を受けた地点の測定値の方が低くなるといった現象が起きました。このため、環境基準が必ずしも体感と一致していないとの議論があり、より実感に近い指標を環境基準とするため、平均騒音と時間帯で重み付けをした機数から算出する、従前のWECPNLから、実際に暴露された騒音のエネルギーを時間帯で重み付けをした上で、全て積み上げて平均化するLdenに変更されたものです。

なお、Ldenによる航空機騒音の評価は、多くの諸外国でも採用されており、国際的な比較が容易であるという利点もございます。

また、既に得られている知見では、比較的騒音の大きな、離着陸回数の多い飛行場周辺では、おおむねWECPNLの数値から13を引いた数値がLdenとなることとございますので、環境基準が厳しくなった、また緩くなったということではございませんが、羽田空港、また本市について、実際に検証する必要があると考えており、当分の間は両者を測定する予定でございます。

私からは以上でございます。

○企画部長（渡辺知尚君） 私からは、大綱2、中項目2、騒音軽減に向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず、国に対して働きかけてきたこととございますが、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会の取り組みといたしましては、平成23年2月と平成24年11月の2回、国土交通省航空局長へ、千葉県航空機による騒音影響の軽減につきまして、申し入れを行いました。また、本市の取り組みといたしましては、平成23年10月に、君津市に連携を呼びかけ、両市長連名による富津沖海上ルートの運用徹底についての要望内容を、申し入れ書とし

て、国土交通省航空局長へ提出をいたしました。この取り組みは、翌年、海ほたる屋上への灯火設備設置につながったところでございます。

続きまして、今後の展望はについてでございますが、航空機騒音の軽減策といたしましては、横田空域の返還や、ジャンボ機など騒音の大きな航空機数の削減、飛行高度の引き上げ、海上等へのルート変更など、幾つかございますが、本市の取り組みといたしましては、富津沖海上ルートの運用徹底を求めていくことが現実的であると考えております。国土交通省は、日没前の改善対策として、平成23年8月25日に、パイロットが目標物を確認しながら着陸をする運行方式の改善、導入、また日没後の改善対策として、平成24年12月13日に海ほたる屋上への灯火設備を設置し、日没前と同様の運行方式を可能とするなど、海上ルートの運用比率を上げるための方策を講じております。これらにより、本市の航空機騒音が大幅に軽減されるものと期待をしております。その効果を発揮させるためにも、今後は、羽田再拡張事業における前提条件である富津沖海上ルートの25%運用の実現に向け、強く要請してまいりたいと考えております。

なお、本年6月に開催をされました羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会におきましても、北風好天時における富津沖海上ルートの運用徹底をお願いするとともに、富津沖海上ルート運用比率のデータ及び運用できなかった場合の理由につきまして、情報の開示をお願いしたところ、国土交通省航空局からは、海ほたる屋上灯火設備の設置など、改善策を講じてまだ間がないことから、海上ルート運用比率の情報提供につきましては、1年間運用した後、その効果を検証した上で示したいとの回答を得たところでございます。

私からは以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

初めに、学校教育の充実について、各種アンケート調査のうち、1点目は、学校評価「木更津システム」について伺います。

木更津システムの基本的な考え方の中に、外部評価を取り入れ、学校評価に客観性を持たせるというのがあります。具体的にはどのように外部評価を得ておりますでしょうか。

○教育部長（能城文雄君） 各学校の学校評議員に対しまして、学校による自己評価をお示しいたしまして、自己評価についてのご意見を伺うとともに、学校関係者評価として外部評価をしていただいております。そして、学校の自己評価と外部評価である学校評議員による学校関係者評価を記入した、評価シートを教育委員会に提出していただいております。多くの学校が年間3回の定例学校評議員会議を開催しておりますけれども、できるだけ的確に外

部評価をしていただくために、日頃から授業参観や学校行事の際には、学校の様子、児童・生徒の様子を見ていただくよう努めているところでございます。

○4番（渡辺厚子さん） この集計結果なんですが、可能な範囲で、学校だよりだとかホームページを使って、保護者や地域住民等に結果を公表することになっています。ホームページに載せている学校を私なりにいろいろ確認しましたところ、多分間違いでなければ今のところ3校だったんです。ですので、調査の目的の一つとして書かれております、保護者や地域住民などが情報や課題を教職員と共有しながら、学校運営に参画し、その改善を求めていくための指標とするということからしますと、ホームページでの公表はもうちょっと実施してもいいのではないのでしょうか。

○教育部長（能城文雄君） ホームページによる公表によりまして、開かれた学校づくりが一層推進されるものと考えております。現在は、学校の実態に応じてさまざまな形で学校評価も公表をお願いしているわけでございますけれども、学校だよりや各種たよりとあわせて、より多方面からの意見も聴取できるホームページの活用につきましては、今後も推奨してまいりたいというように考えております。

○4番（渡辺厚子さん） 学校の先生方というのは、本当にいっぱいやることがありまして、ホームページの更新だとかも大変だと思うんですけれども、先ほど言いました3校について、その3校ともいろいろ内容は表現の仕方が違うんですけれども、それによってすごく学べる部分もありますので、ぜひとも推進していただきたいと思えます。

次に、いじめ実態調査についてなんですが、これにつきましては、昨年の大津での事例を受けまして、教育民生常任委員会協議会であったり、9月議会でも詳細に報告をいただきましたので、本市が未然防止や早期発見に努めていることは承知しておりますので、再質問はしませんけれども、先ほどご答弁がありましたように、あった問題というか、課題を踏まえて、引き続き学校現場での対応に活かしていただきたいと思います。期待しております。

次、生活意識調査についてお伺いします。

こういう木更津市のように独自で継続的な調査を実施して、分析研究をするという取り組みというのは、どこの自治体でも実施しているのでしょうか。

○教育部長（能城文雄君） 確かな数字については把握いたしておりませんが、市全体で3年ごとに児童・生徒の自己評価によりまして生活意識調査を実施し、児童・生徒の実態把握のために分析研究を行っている市町村は、少ないのではないかと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） では、これは本当に教育都市きさらづとして真剣に取り組んできた歴史かなというふうに思いますので、成果を上げていただきたいと思います。

先ほどご答弁いただきました、この継続的な調査の分析研究から一つのわかったこととして、学級担任との会話数が多いとか、読書量、ボランティア目撃体験や自身のボランティアの直接体験などが多いほど、3つの心が育成されるという結果が得られたということでした。この調査の結果を具体的にどういう施策に活かしているのか、ちょっとお知らせください。

○教育部長（能城文雄君） 先ほど教育長からご答弁申し上げましたとおり、読書量が多い子どもほど、子どもたちに育てたい3つの心、やさしい心、ルールを守る心、一生懸命取り組む心が育つという、平成21年度の分析結果を受けまして、平成22年9月から、小学校18校に加え、中学校13校に読書相談員を配置いたしました。このように、読書量が子どもの心の育成に大きくかかわるという結果から、読書相談員配置事業を拡大したというように、施策に反映をいたしております。

○4番（渡辺厚子さん） 読書相談員の配置が定着していくということは、大変よいことだと思います。あわせて、学校支援ボランティア活動が果たしてきた役割の大きさというのも、初日の平野議員の質問への答弁で教育長がおっしゃられたと思いますけれども、昨年、文部科学大臣表彰を受賞したということですので、本市が誇れる伝統ある活動だと私も思っております。それに加えて、自分は子どもたち自身がいかにボランティア活動に参加していくかということが、すごく大事だと常々思ってきましたので、支援される側からする側へと、全市的に広がっていくことの、いろんな施策も期待しておりますので、よろしく願いします。

次に、いじめ防止対策推進法の成立を受けてということで、1点目の基本方針については、今年度中の策定に向けてもう既に準備を進めているということですので、よろしく願います。再質問はありません。

2点目の、いじめ問題連絡協議会の設置についてお伺いします。

本市では、いじめ問題だけでなく、子どもたちの心の教育全般について、心の教育推進協議会が長年取り組んできたということで、新たにいじめ問題連絡協議会を設置しなくても、その機能は果たしているということは理解しました。ところで、この心の教育推進協議会は、小中学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童家庭課、学校教育課などで構成されているというふうに認識しているんですけども、児童相談所や警察との連携についてはこれまでどういうふうに行っているのか、お知らせください。

○教育部長（能城文雄君） 児童相談所や警察は、心の教育推進協議会の構成メンバーには入っておりませんが、児童相談所につきましては、児童・生徒の問題行動や虐待等に

ついて、日常的に綿密に連絡を取り合い、指導に当たっております。警察につきましても、警察からは警察署長や生活安全課長、学校からは学校長が構成メンバーとなっております学校警察連絡委員会という組織がございまして、児童・生徒の状況により生活安全課等との連携を図っているところでございます。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。さまざま伺ってみますと、本市は国に先んじていじめ防止対策に取り組んでいるように感じます。今後ともさらに学校、地域、行政が力を合わせて、子どもたちが安心して過ごせる学校環境をつくってまいりたいと思います。

それでは、次に、健康教育について、がん教育の必要性について伺います。

がん教育については、先ほども言いましたように、国レベルでも本格的な取り組みというのはこれからという段階なんですけど、検討委員会の検討内容を踏まえて、国も来年度からモデル事業の実施や教育用教材の作成・配布、専門医の講師派遣などを行う予定になっていると聞いています。ご答弁では、国の動向を注視しながらということだったんですが、既に豊島区のように自治体独自でがん教育のプログラムを実施しているところもありますし、ほかにも学校独自で闘病体験者や医師を招いて学習している事例もあります。そこで、教育現場の先生方は、このがん教育についてどのように考えているのか、意見を聴くことも大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（能城文雄君） 罹患者が増加いたしまして、がんという病気は大変身近に起こったりしているわけでございます。そういったことから、がん教育の必要性というのは感じておりますので、校長会でありますとか、それから、養護教諭部会の研修会等、折に触れ、がん教育についての意見を聴く場を設けてまいりたいというように考えております。

○4番（渡辺厚子さん） 最初の初回質問の答弁で、今のがんに対する扱い方というか、勉強の仕方は、保健体育の授業の中で、がんは喫煙や飲酒からくる生活習慣病の一つとして取り上げているというふうにお答えいただいたんですが、実際に保健体育の教科書を子どもに借りてきましたけれども、生活習慣病ということで書いてあるんですけど、本当にこのがんの記述がちょびっとしか載っていないなくて、あららららと言うぐらいの、一番死亡原因の高い病気にしては、これぐらいしか扱っていないのかなという印象を受けました。この生活習慣病の一環としてということを取り上げることによって、場合によっては生活習慣が悪かったからがんになってしまったんだという誤解を招くおそれもあると指摘されております。子どもたちにとっては、祖父母や両親ががんになることも珍しくありませんし、がん教育というのは身近な人の健康や命について考えたり、検診の大切さを家族に呼びかけることもできるというふうに言われております。

例としてどうかあれですけども、東日本大震災の時に被災しました釜石の奇跡と言われ

る、釜石の防災教育のことがありますけれども、この防災教育を小中学生に徹底していたがために、津波が来てもなかなか逃げないおじいちゃん、おばあちゃんを子どもたちが引っ張ってあげたり、中学生が小学生を引っ張っていったりとか、自ら進んで津波の避難をすることによって、被害を最小限に抑えることができたという事例を、私はそれも参考になるなというふうに思っております。ですので、本当に中学生にとってみると、自分自身のこともそうですし、大人に対しての呼びかけであったりだとか、あと自分が大きくなったときに、自分の子どもの世代にも、その津波のことを伝えていけるというふうに、だから、小中学校での、特に中学生での防災教育が大事なんだよというふうなことを学んだかと思えます。それと、類似しているところがあるのかなというふうに、私は思っております。

冒頭でも触れました、この「木更津プラン」の重点目標の中の一部に、心身ともに健康で生きる力を身につけた児童・生徒の育成というのがありますが、それに照らしても、がん教育は大切な役割を果たすものと考えますので、ぜひともご検討いただきたいと思えます。

次に、大綱2点目の方に質問を移らせていただきます。

再拡張後の変化についてなんですけれども、着陸回数をさっきお知らせいただきましたが、滑走路別の比率を教えてください。

○環境部長（久良知篤史君） 千葉県から市に毎月送付されてまいります、国土交通省の月報によりますと、平成20年7月から本年7月までの滑走路別着陸回数及び比率は、A滑走路が10万88回で48.19%、B滑走路は5万3,345回で25.68%、C滑走路は3万3,970回で16.36%、D滑走路は2万300回で9.77%となっております。したがって、本市上空を通過するルートを使用しますA及びC滑走路を合わせた使用率は、64.54%となっております。

以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） そうしますと、A滑走路だけでも48.19%ということですから、5割近いということがわかるかと思えます。うちの場合は着陸だけでなく離陸時の影響もゼロではありませんので、どれだけ影響を受けてるかなというふうに推しはかれるかと思うんですが、海ほたるの航空灯火のおかげで、昨年1月から6月と今年1月から6月にかけての騒音回数が27%減ったというのは、大変うれしい変化であるというふうに思っているんですね。とはいえ、不測の事態にはきちっとした予定どおりのルートでなくて、高度が低かったりだとか、また夜間運用すべきルートじゃなくて、陸上に回ってきちゃうとかという、そういうことがあるようなんですが、そうしたイレギュラーな飛行というのはどのくらいあるのか、教えてください。

○企画部長（渡辺知尚君） D滑走路供用開始後の千葉県上空におけるイレギュラーの運行回数でございますが、平成22年度は平成22年10月21日から翌年3月31日までで90回、

平成 23 年度が 142 回、平成 24 年度が 243 回、平成 25 年度は 8 月 14 日までで 26 回となっております。主な理由は悪天候の回避、急患の輸送ということでございます。

以上です。

○4 番（渡辺厚子さん） 今示していただいたものをざっと合計しますと、この 3 年弱で 500 回ぐらいの余計な騒音が発生しているということになるかと思うんですね。私ごとなんですが、実は早目に寝て夜中に起きて活動するという日が時々あるんですけども、先日 8 月 23 日は 3 時半に起きたんですけども、起きてそんなに時間がたたないうちに、キーン、ゴーという大きな飛行機の音が聞こえてきまして、またその 2 分後にももう 1 機が通過したんですね、同じようなルートで。こういったことは私もいろいろ調べておりましたので、ああ、何か不測の事態が起こったんだろうなというふうに、私は思ったんですけども、あの音ではきっと、4 時前ですけども、あの飛行機の音で起こされちゃった人もいるんじゃないかなというふうにも思っております。

こうした日常における騒音被害というのには、我慢の範囲といいますか、目安として基準値があるわけなんですけれども、この騒音レベルが基準値を超えた日数というのも教えていただきたいと思います。

○環境部長（久良知篤史君） 環境基準でございます W 値が 70 を超えた日数は、平成 21 年度は畑沢で 39 日、貝淵で 1 日、大久保では超えた日はございませんでした。平成 22 年度は畑沢で 4 日、貝淵・大久保では超えた日はございませんでした。平成 23 年度は 3 つの局全てにおいて超えた日はございませんでした。

以上です。

○4 番（渡辺厚子さん） 超えた日はないよということなんですけれども、うるささ指数は 70 ということなんですけど、うるささ指数というのは、実測値というよりは、いろいろな平均やら加重やらした数字なので、ましてや、そもそもこの評価指数、うるささ指数を採用していたのは、聞くところによりますと日本と韓国だけだったということで、だから、自分らの体感的には高い騒音レベルというのは、瞬間的にでも耳にすることが日に何度もあるんですね。どちらにしましても、基準値がうるささ指数からこの 4 月に L d e n に変わったことで、やっと日本も国際水準になったんだということと、新しいこの評価指数というのは、前の指数よりも体感に近い指標であるということは理解はできました。

それで、今度は、こういう現状を踏まえまして、騒音軽減に向けた取り組みという中項目の方で伺いたいんですけども、まず最初に、今までいろんな騒音被害がこうだよこうだよと言ってきましたけれども、この航空機騒音に関する市民からの苦情件数というのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○企画部長(渡辺知尚君) D滑走路供用開始後の本市及び千葉県に寄せられた苦情件数は、平成22年度は平成22年10月21日から翌年の3月31日までで8件、平成23年度が11件、平成24年度が11件、平成25年度は8月23日までで3件となっております。苦情内容としては、早朝・深夜の騒音がひどい、飛行高度が低いというような内容のものでございます。以上です。

○4番(渡辺厚子さん) 11件とか3件とか8件とか、この数字は議場の皆様は多いと思いますでしょうか、少ないと思いますでしょうか。実際に大変昨年話題になりました千葉市の苦情件数というのは、本当に多くて、それに比べて千葉市の数値よりも高い本市はこんなにも少ないのかというふうに思うんですね。ちょっと参考にしたいと思うんですけども、これは国の測定局が置いてあります千葉市役所、平成23年度というのは、月別のW値をあらわした資料なんですけれども、平成23年度の中で一番高い数値は58.7で7月なんです。低いのが38.4、平成24年の1月です。この1年間で249件の苦情件数があります。それに対して、木更津なんですけれども、下水道処理場、潮浜局ですが、一番低いW値が7月の60.2、高い月が11月の67.1ということで、明らかに木更津の方が音の被害としては大きいんですが、もちろん千葉市は拡張前がそんなでもなかったものですから、変化が大きいので、そういう苦情件数が多いのであろうかと思うんですけども、ですが、木更津の市民としましては、長い間この騒音にさらされてきましたので、わざわざ苦情を言ったところでどうにかなるものではないだろうというような、諦めに近い状況になってしまったのかなというふうに思うんですね。私が今回、航空機騒音について質問をしているのは、そうした声なき声をしっかりと受けとめて、改善に向けた行政の果たすべき役割を再確認して、解決の糸口を探りたいからなんです。

それで、今までの交渉ということについて、もう一つお尋ねしたいんですが、平成22年の12月議会で、先輩議員の方から、この航空機騒音に関する質問がされておりました、国の測定局が下水道処理場になっていることについて、飛行コース直下に置くべきではないんですかという指摘をされた際に、当時の環境部長が、再拡張を機に直下への移設を国に申し入れています旨の答弁があったようなんですけども、この件については、その後どうなったんでしょうか。

○環境部長(久良知篤史君) 国の測定局の移設につきましては、飛行コース直下のうち真舟地区に測定局がないことなどから、羽田再拡張と時期を合わせて検討したところでございますが、適切な候補地がなかったことに加え、潮浜局が陸域で最も羽田空港に近いことから、通過する航空機の高度が低いことなどから、適切な測定が可能と思われること、また、平成25年度から航空機騒音の評価方法が変更となったことに伴い、変更前後の比較が必要なこ

となどから、現在の位置で測定することについて、一定の妥当性があるものと考えております。したがって、現在のところ、移転を要望する考えはございません。

なお、真舟地区につきましては、北風運用時にC滑走路に着陸する航空機の飛行コースとなっておりますが、真舟地区とほぼ同じルートにある大久保局で航空機騒音を測定していること、また、毎年真舟地区にある志学館中学校において、冬期に1週間の短期測定を実施しており、おおむね大久保測定局と同様の結果となっていることなどにより、おおむね現状を把握できているものと考えております。

以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） では、その件はそういうことで、今のところ把握しているということですね。わかりました。

それでは、今後の展望についてお伺いしたいんですが、先ほど騒音軽減の方策としては、いろいろあるんだけれども、うちの木更津市としては、富津沖海上ルートの25%運用の実現を目指すのが現実的だということでした。しかし、この今回の検証については、海ほたるの屋上灯火の実績が1年経過するのを待つということ、来年1月以降になるのかなというふうに思うんですが、この検証結果についてはきちっと確認していただきたいと思います。目標に対して、果たして現状がどこまで運用されているのかわからなければ、話になりませんので、よろしくをお願いします。

一つ最後にお伺いしたいのは、軽減策として、深夜・早朝時間帯というのは夜の23時から翌日の6時までとなっているんですが、これをもうちょっと広げて海上運行を徹底すると、そういう時間帯を広げるという可能性はいかがなんでしょうか。

○企画部長（渡辺知尚君） このことにつきましては、昨年11月に羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会といたしまして、国土交通省へ申し入れを行いました。国土交通省からは、深夜・早朝時間帯に隣接する22時台、6時台については航空需要が高く、現状では昼間時間帯と同様な運用方法をとらざるを得ないとの回答がありましたが、この時間帯は生活環境への影響が非常に大きいので、引き続き連絡協議会として要望するよう、提案をしてみたいと考えております。

以上です。

○4番（渡辺厚子さん） 隣接時間帯は需要が高いというお話でしたけれども、本当に10時台というのはたくさん飛んでくるんですね。ですので、1時間の拡大が難しいなら、では30分、10時半からにしていくとか、いろんな形であの手この手で騒音が少なくなるように、真剣に取り組んでいただきたいと思っています。元気のいいときは我慢もできるんですけども、具合が悪いときには本当に頻りに飛んでくる飛行機の音がかなりのストレスにな

っているかと思います。どうか木更津市民の我慢強さに甘んじることなく、国に対してしっかりと働きかけていただきますことを希望しまして、本日の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。